

★ 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）
（循環型社会課）

一 改正の要旨

浄化槽法の一部が改正され、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が追加されたことを踏まえ、浄化槽保守点検業者に対し、その登録の有効期間内に、営業所に設置する浄化槽管理士に研修を受けさせることを義務付けるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日